

○佐賀市立小中学校の管理運営に関する規則

平成 17 年 10 月 1 日
教育委員会規則第 18 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 教育活動(第 3 条—第 11 条)
- 第 3 章 児童生徒(第 12 条—第 26 条)
- 第 4 章 教職員等(第 27 条—第 34 条)
- 第 5 章 分掌組織等(第 35 条—第 47 条)
- 第 6 章 服務(第 48 条—第 58 条)
- 第 7 章 管理及び運営(第 59 条—第 69 条)
- 第 8 章 施設、設備等の管理及び安全対策(第 70 条—第 77 条)
- 第 9 章 補則(第 78 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地域に開かれた学校づくりを実現し、自主的及び自律的な学校運営に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 33 条第 1 項の規定に基づき、佐賀市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の管理運営に関し基本的事項を定めるものとする。

(学校規程)

第 2 条 校長は、法令、条例又は規則等に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、学校規程を定めることができる。

2 校長は、前項の学校規程を定め、又は変更する場合には、あらかじめ佐賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に届け出なければならない。

第 2 章 教育活動

(教育課程の編成)

第 3 条 校長は、学年が始まる日までに、学習指導要領及び教育課程編成の指針等に基づき当該学年に係る教育課程を編成し、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(学年)

第 4 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 5 条 学年を分けて次の 3 学期とする。

第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受け、別に学期を定めることができる。

(休業日)

第6条 休業日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。

- (1) 春季休業日 4月1日から4月5日まで
- (2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (3) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (4) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

- 2 校長は、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、休業日の期日を変更し、又は前項に定める休業日以外の休業日を設けることができる。

(臨時休業)

第7条 校長は、非常変災その他急迫の事情があると認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

- 2 校長は、前項の規定により休業したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- 3 教育委員会が特に必要と認め、臨時の休業を指示した場合には、校長は、実施の状況を教育委員会に報告しなければならない。

(授業日の振替え)

第8条 校長は、特別の必要があるときは、授業を行う日と休業日を振り替えることができる。

- 2 校長は、前項の規定により授業を行う日と休業日を振り替えようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(校外行事)

第9条 校外行事の実施に当たって、宿泊を必要とする場合には、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

- 2 修学旅行を行う場合には、校長は、教育委員会が別に定める基準により実施しなければならない。

(教材等の選定)

第10条 校長は、教科書以外の教材等の選定に当たっては、保護者の経済的負担について考慮しなければならない。

(教材の届出)

第11条 校長は、児童生徒に対し、次のものを教材として使用させるときは、あらかじめ

教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 教科書の発行されていない教科等で教科書に準じて使用する図書の類
- (2) 教科書と併用する副読本その他これらに類するもの
- (3) 休業中に使用させる夏休み帳、冬休み帳その他これらに類するもの
- (4) 学習の過程において使用させる練習帳その他これらに類するもの

第3章 児童生徒

(入学式及び卒業式)

第12条 入学式の期日は、教育委員会が定める。

2 卒業式の期日は、校長が教育委員会の意見を聴いて定める。

3 校長は、前項の規定により期日を定めたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(学習の評価)

第13条 児童生徒の学習の評価については、学習指導要領に基づいて、校長がこれを行う。

(指導要録)

第14条 校長は、その学校に在学する児童生徒の指導要録を作成しなければならない。

(修了又は卒業の認定)

第15条 校長は、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童生徒の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

(卒業証書)

第16条 校長は、学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。

(報賞)

第17条 校長は、性行優良その他善行があつて他の児童生徒の模範となると認める児童生徒があるときは、報賞することができる。

(懲戒)

第18条 校長は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができる。

2 前項の懲戒を加えるに当たっては、児童生徒の意見の聴取や心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮を行う。

3 校長は、児童生徒に懲戒を加えたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

4 児童生徒には、体罰を加えることはできない。

(性行不良等の出席停止)

第19条 校長は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であり、かつ、

他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、児童生徒の出席停止を求める旨を教育委員会に具申することができる。

- (1) 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 出席停止に係る手続等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(疾病等による出席停止)

第 20 条 校長は、学校保健安全法施行規則(昭和 33 年文部省令第 18 号)第 18 条に規定する感染症にかかり、又はそのおそれのある児童生徒に対して、出席停止をさせることができる。

2 校長は、前項の規定により出席停止を指示したときは、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

(学校保健安全委員会)

第 21 条 学校には、児童生徒及び職員の保健及び安全に資するため、学校保健安全委員会を置く。

2 学校保健安全委員会は、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)の規定に基づく学校保健計画及び学校安全計画を策定するものとする。

3 学校は、前項の学校保健計画及び学校安全計画を実施しなければならない。

4 学校保健安全委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(事故防止)

第 22 条 校長は、教育活動全般にわたり事故防止及び安全対策に努めなければならない。

(事故報告)

第 23 条 校長は、児童生徒に関し次に掲げる事故が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 事故による傷害又は死亡
- (2) 集団疾病又は食中毒
- (3) 少年法(昭和 23 年法律第 168 号)による保護処分を受け、又はそのおそれのある非行をした場合
- (4) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)により児童相談所に一時保護を加えられ、又は児童自立支援施設に入所させられた場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に校長又は教育委員会が報告を要すると認めたもの
(児童虐待の早期発見及び児童生徒の保護)

第 24 条 校長は、児童生徒への虐待の早期の発見及び虐待を受けた児童生徒の迅速かつ適切な保護を行うため、校内での体制整備に努めなければならない。

2 校長は、児童虐待を受け、又はその疑いがある児童生徒を発見した場合は、その状況を速やかに関係機関及び教育委員会に報告しなければならない。

(在籍状況)

第 25 条 校長は、毎月の児童生徒の在籍状況を教育委員会に報告しなければならない。

(出席状況)

第 26 条 校長は、児童生徒が休業日を除いて引き続き 7 日間出席せず、その他出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な理由がないと認めるときは、速やかにその出席状況を教育委員会に通知しなければならない。

第 4 章 教職員等

(職員)

第 27 条 この規則に規定する職員は、法第 31 条第 1 項に基づき学校に置かれる職員をいう。

(職務)

第 28 条 前条に規定する職員の職及び職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。

- (1) 校長は、校務をつかさどり、職員を監督する。
- (2) 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児童生徒の教育をつかさどる。
- (3) 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、任された校務を整理し、児童生徒の教育をつかさどる。
- (4) 教諭は、児童生徒の教育をつかさどる。
- (5) 養護教諭は、児童生徒の養護をつかさどる。
- (6) 栄養教諭は、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- (7) 事務職員は、事務に従事する。
- (8) 学校栄養職員は、学校給食の栄養管理、衛生管理及び食生活指導等の専門的事項に従事する。
- (9) 学校事務員は、学校の環境の保全及び安全その他の用務に従事する。
- (10) 給食調理員は、学校給食の調理その他の用務に従事する。
- (11) 前各号に掲げる以外の職員については、教育委員会が定める業務に従事する。

(校長の職務)

第 29 条 校長は、次の事項を統括する。

- (1) 学校の教育活動、学校の施設及び学校事務の管理運営に関すること。
- (2) 職員の職務上及び身分上の管理監督に関すること。
- (3) 前 2 号に規定するもののほか、教育委員会より職務上委任され、又は命令された事項に関すること。

(事務長)

第 29 条の 2 学校には、事務長を置くことができる。

- 2 事務長は、校長の監督を受け、事務職員及びその他の職員を監督し、それらが行う事務を総括し、その事務をつかさどり、学校運営に関する事項について調整し、指導し、及び助言するものとする。

(校長の代理又は代行)

第 30 条 校長に事故があるときは、教頭がその職務を代理し、校長が欠けたときは、教頭がその職務を代行する。この場合において、教頭が 2 人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は代行する。

(校長の代決)

第 31 条 校長が不在のときは、緊急やむを得ない場合に限り、教頭が代決する。

- 2 教頭が代決した事項については、速やかに校長に報告する。

(校長等の専決)

第 32 条 教育長の事務の権限のうち校長及び事務長並びに第 37 条の 2 第 2 項に規定する室長（事務長である場合に限る。）が専決できる範囲は、佐賀市教育委員会事務専決規則（平成 17 年佐賀市教育委員会規則第 7 号）において定める。

(学校医等)

第 33 条 学校には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。

- 2 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し技術及び指導に従事する。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、教育委員会が委嘱する。

(非常勤講師等)

第 34 条 学校に必要な応じ、非常勤講師又は非常勤職員を置くことができる。

第 5 章 分掌組織等

(職員会議)

第 35 条 校長は、職務の円滑な執行に資するため、学校に職員会議を置くことができる。

- 2 職員会議は、校長が主宰する。
- 3 職員会議に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(各種委員会等)

第 36 条 校長は、学校の円滑な運営を図るため、学校に必要な委員会等を置くことができる。

- 2 委員会等の構成、運営等に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(学校評議員)

第 37 条 学校に学校評議員を置くことができる。

- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

4 前3項に定めるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。
(学校運営支援室等)

第37条の2 学校事務を共同で実施することにより、事務の効率化を図り、及び学校運営に関する支援を行うため、その共同実施組織として学校運営支援室を置く。

2 学校運営支援室に室長を置く。

3 学校運営支援室の組織、運営等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第37条の3 学校運営支援室の支援及び指導を行うため、複数の学校運営支援室ごとに共同実施主任を置くことができる。

(校務分掌)

第38条 校長は、調和のとれた学校運営を行うためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。

2 校長は、法令、条例及び規則等に定めるものを除くほか、必要な校務分掌組織を定め、職員に事務の分掌を命ずるものとする。

(教務主任)

第39条 学校には、教務主任を置く。ただし、特別の事情があるときは、教務主任を置かないことができる。

2 教務主任は、教諭をもって充てる。

3 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整に当たり、指導し、及び助言するものとする。

(学年主任)

第40条 学校には、学年主任を置く。ただし、特別の事情があるときは、学年主任を置かないことができる。

2 学年主任は、教諭をもって充てる。

3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整に当たり、指導し、及び助言するものとする。

(保健主事)

第41条 学校には、保健主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、保健主事を置かないことができる。

2 保健主事は、教諭又は養護教諭をもって充てる。

3 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項について連絡調整に当たり、指導し、及び助言するものとする。

(生徒指導主事)

第42条 中学校には、生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、生徒指導

主事を置かないことができる。

- 2 生徒指導主事は、教諭をもって充てる。
- 3 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項について連絡調整に当たり、指導し、及び助言するものとする。

(進路指導主事)

第 43 条 中学校には、進路指導主事を置く。

- 2 進路指導主事は、教諭をもって充てる。
- 3 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項について連絡調整に当たり、指導し、及び助言するものとする。

(事務主任)

第 44 条 学校には、事務主任を置くことができる。

- 2 事務主任は、事務職員をもって充てる。
- 3 事務主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどり、学校運営に関する事項について連絡調整に当たり、指導し、及び助言するものとする。

(司書教諭)

第 45 条 学校には、学校図書館法(昭和 28 年法律第 185 号)第 5 条に定める司書教諭を置く。

- 2 司書教諭は、教諭のうち、有資格者をもってこれに充てる。
- 3 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する事項について連絡調整に当たり、指導し、及び助言するものとする。

(その他の主任等)

第 46 条 校長は、第 39 条から前条までに規定する教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、事務主任及び司書教諭(以下「主任主事等」という。)のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

(主任主事等及び主任等の任命及び任期)

第 47 条 主任主事等は、校長の具申により教育委員会が命ずる。

- 2 前条に定める主任等は、校長が命ずる。
- 3 主任主事等及び前条に定める主任等の任期は、4 月 1 日(学年の中途において主任等を命ぜられた者にあつては、当該命ぜられた日)から翌年の 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

第 6 章 服務

(職員の勤務時間の割り振り等)

第 48 条 職員の週休日及び勤務時間の割り振り、休憩時間並びに休日の代休日については、この規則に定めるもののほか、佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和 31 年佐賀県条例第 51 号)及び佐賀市職員の勤務時間、休暇等

に関する条例(平成 17 年佐賀市条例第 38 号)の定めるところにより校長が定める。

(職員の休暇等)

第 49 条 職員(校長を除く。)の休暇及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 19 条第 1 項の規定に基づく部分休業(以下「部分休業」という。)は、校長が承認する。ただし、次に掲げる休暇は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(1) 結核性疾患による休暇

(2) 介護休暇

2 校長は、次に掲げる休暇を承認した場合には、教育委員会に報告しなければならない。

(1) 産前休暇及び産後休暇

(2) 前号に掲げるもののほか、30 日以上にわたる休暇

3 校長の休暇及び部分休業は、教育委員会の承認を受けなければならない。

(職員の進退に関する意見具申等)

第 50 条 校長は、職員の任免その他進退に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

(職員の分限)

第 51 条 職員の分限については、佐賀県市町立学校県費負担教職員の分限に関する条例(昭和 31 年佐賀県条例第 48 号)及び職員の分限に関する条例(平成 17 年佐賀市条例第 33 号)による。

(職員の懲戒)

第 52 条 職員の懲戒については、佐賀県市町立学校県費負担教職員の懲戒の手續、効果等に関する条例(昭和 31 年佐賀県条例第 47 号)及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成 17 年佐賀市条例第 34 号)による。

(勤務評定)

第 53 条 職員の勤務評定については、佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和 33 年佐賀県教育委員会規則第 7 号)及び佐賀市職員勤務評定規程(平成 17 年佐賀市訓令第 29 号)による。

(評価・育成)

第 53 条の 2 資質能力の向上及び学校組織の活性化を図るため、県費負担教職員に対し、自己申告に基づく評価・育成システム(以下「システム」という。)を実施する。

2 前項のシステムの実施は、佐賀県教育委員会の定めるところによる。

(出張)

第 54 条 職員の出張は、校長が命ずる。この場合において、校長が 3 日を超えて出張するときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

2 出張から帰校した職員は、速やかに命令者に復命書により報告しなければならない。た

だし、簡易なものにあつては、口頭により報告することができる。

(研修)

第 55 条 職員は、教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 22 条第 2 項の規定により、研修を受けようとするときは、あらかじめ校長の承認を受けなければならない。

2 前項の研修を受けた職員は、研修終了後速やかに校長に研修内容を書面で報告しなければならない。

(職員の衛生管理)

第 56 条 学校には、職員の安全及び健康に資するため、安全衛生管理組織を置く。

2 安全衛生管理組織の構成、運営等に関し必要な事項は、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)に定めるもののほか、教育委員会が別に定める。

(職員に関する報告)

第 57 条 校長は、職員に次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 氏名の変更が生じたとき。
- (3) 引き続き 30 日を超えて勤務できないことが予想される時。
- (4) 給料を減額すべき事実が生じたとき。
- (5) 法令、条例又は規則等に違反する事実が生じたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公務上重要と認められる事実があるとき。

(職員の服務)

第 58 条 法令、条例及び規則等に定めるもののほか、職員の服務に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第 7 章 管理及び運営

(学校経営方針)

第 59 条 校長は、学校の教育活動その他の学校運営を組織的かつ計画的に行うため、学年が始まる日までに、次条に規定する評価を反映させ、当該学年に係る学校経営方針を策定し、教育委員会に報告しなければならない。

2 校長は、前項に規定する学校経営方針について保護者及び地域住民に説明するとともに、公表しなければならない。

(学校評価)

第 59 条の 2 学校は、学校経営方針に基づく教育目標、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、学校運営の改善を図るものとする。

2 前項の評価は、次の区分により行うものとする。

- (1) 自己評価
- (2) 外部評価

- 3 校長は、前項に規定する評価の結果について教育委員会に報告しなければならない。
- 4 校長は、第2項に規定する評価の結果を保護者及び地域住民に説明するとともに、公表しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、学校評価に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(予算の執行)

第60条 校長は、教育課程の実施その他学校運営を行うため、予算執行計画を策定し、適正な予算執行に当たらなければならない。

(予算委員会)

第61条 校長は、円滑な予算編成及び執行計画に資するための組織(以下「予算委員会」という。)を設置することができる。

- 2 予算委員会の運営に関する事務は、事務職員が担当する。

(会計監査)

第62条 学校は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定により、予算の執行及び会計事務について監査を受ける場合は、資料の整理等当該監査の円滑な執行に協力しなければならない。

(学校集金の取扱い)

第63条 保護者が負担すべき経費は、必要に応じ学校で集金することができる。

- 2 校長は、集金した経費については、公金に準じた処理を行い、保護者に会計報告を行わなければならない。

(学校給食)

第64条 学校給食の実施は、教育委員会が行い、その運営は、校長及び給食センター所長が計画し管理する。

- 2 学校給食の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(学校間の連携等)

第65条 学校は、効率的な学校運営を行うために、学校間の連携を行うことができる。

- 2 学校は、学校間で教育活動及び学校事務の共同実施を行うことができる。

(文書の取扱い)

第66条 文書事務を適正かつ迅速に行わせるため、学校に文書管理者を置く。

- 2 文書管理者は、校長をもって充てる。
- 3 学校における文書の取扱いに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(情報の取扱い)

第67条 情報の適正な管理を行うため、学校に情報管理者を置く。

- 2 情報管理者は、校長をもって充てる。

3 学校における情報の取扱いに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(公印の取扱い)

第 68 条 公印の適正な管理を行うため、学校に公印管理者を置く。

2 公印管理者は、校長をもって充てる。

3 学校における公印の取扱いに関する事務は、佐賀市教育委員会公印規則(平成 17 年佐賀市教育委員会規則第 2 号)による。

(諸表簿)

第 69 条 学校は、法令、条例及び規則等に定めるもののほか、次に掲げる表簿を備えなければならない。

(1) 学校沿革誌

(2) 卒業証書台帳

(3) 諸証明台帳

(4) 校務日誌

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な表簿

2 前項の表簿は、5 年間保存する。ただし、学校沿革誌及び卒業証書台帳の保存年限は、永久とする。

第 8 章 施設、設備等の管理及び安全対策

(施設、設備等の管理)

第 70 条 校長は、法令、条例又は規則等に従い、学校の施設、設備等をその目的に応じて管理し、又は運用しなければならない。

(正規の勤務時間以外の管理)

第 71 条 校長は、勤務時間以外の時間における学校の施設、設備等の管理のため、その業務を職員以外の者に委託することができる。

(管理に関する表簿)

第 72 条 校長は、備品台帳その他管理に関する表簿を調整し、常にその現状を明らかにしておかなければならない。

(施設、設備等の亡失等)

第 73 条 校長は、学校の施設、設備等について、その全部又は一部が損傷し、若しくは亡失した場合又は廃棄手続を必要とする場合には、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(施設、設備等の開放)

第 74 条 校長は、学校教育に支障のない範囲において、学校の施設、設備等を社会教育その他公共のために使用させることができる。

2 前項の規定により学校の施設、設備等を使用させる場合において、使用期間が引き続き 7 日以上にわたるとき、又は異例のものであるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受

けなければならない。

- 3 校長は、学校の施設、設備等を地域住民の利用に供するよう努めるものとする。

(警備防災の計画)

第 75 条 校長は、学年の初めに学校の警備及び防火その他の防災の計画を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

(防火管理者)

第 76 条 学校に防火管理者を置く。

- 2 防火管理者は、校長の監督を受け、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 8 条第 1 項に定める防火管理上必要な業務を行う。

(危険等発生時対処要領の作成)

第 77 条 校長は、学校保健安全法の規定に基づき、事故、加害行為、災害等により児童生徒に危険又は危害が生じた場合において職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成し、教育委員会に報告するものとする。

第 9 章 補則

第 78 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐賀市立小・中学校の管理運営に関する規則(平成 15 年佐賀市教育委員会規則第 1 号)、諸富町立小中学校の管理に関する規則(昭和 32 年諸富町教育委員会規則第 1 号)、諸富町立小中学校出席停止の命令の手續に関する規則(平成 14 年諸富町教育委員会規則第 2 号)、大和町立小中学校の管理に関する規則(昭和 32 年大和町教育委員会規則第 1 号)、富士町立小・中学校の管理に関する規則(昭和 42 年富士町教育委員会規則第 5 号)、富士町立小・中学校の学校評議員設置要綱(平成 14 年富士町教育委員会要綱第 1 号)又は三瀬村立学校管理規則(昭和 55 年三瀬村教育委員会規則第 5 号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(川副町、東与賀町及び久保田町の編入に伴う経過措置)

- 3 川副町、東与賀町及び久保田町の編入の日の前日までに、編入前の川副町立小中学校の管理に関する規則(昭和 33 年川副町教育委員会規則第 1 号)、町立東与賀小・中学校の管理に関する規則(昭和 32 年東与賀町教育委員会規則第 1 号)又は久保田町立小・中学校の管理に関する規則(昭和 32 年久保田町教育委員会規則第 1 号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 18 年 5 月 29 日教育委員会規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 25 日教育委員会規則第 18 号)

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 24 日教育委員会規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 5 月 27 日教育委員会規則第 14 号)

この規則は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 28 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 29 日教育委員会規則第 13 号)

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 26 日教育委員会規則第 8 号)

この規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。